

平成 29 年 11 月 21 日

四日市市議会

議長 豊田 政典 様

産業生活常任委員会

委員長 石川 善己

産業生活常任委員会行政視察報告

産業生活常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 平成 29 年 7 月 24 日（月）～7 月 26 日（水）
2. 視察都市 浜松市、鹿沼市、熊谷市
3. 参加者 石川善己、森川慎、伊藤嗣也、竹野兼主、谷口周司
日置記平、山口智也
(随 行) 小林和矢
4. 調査事項 別紙のとおり

(浜松市)

1. 市勢 市制施行 明治 44 年 7 月 1 日
人 口 795, 322 人 (平成 29 年 4 月 1 日付)
面 積 1, 558. 06 平方キロメートル
2. 財政 平成 29 年度一般会計当初予算 3264 億 0000 万円
平成 29 年度特別会計当初予算 2293 億 2157 万円
平成 29 年度企業会計当初予算 709 億 6382 万円
合 計 6266 億 8539 万円
3. 議会 条例定数 46
5 常任委員会 (総務、厚生保健、環境経済、建設消防、市民文教)

4. 視察事項

ユニバーサル農業の取り組みについて

1) 視察目的

浜松市では、ユニバーサル農業と呼ばれる農業と福祉の連携による障害者の農業参画を推進している。園芸作業を行うことによる生きがいつくりや障害者・高齢者の社会参加などについては、一般的には「園芸福祉」や「園芸療法」として知られているが、その効用を、農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしている。

本市においても、農業における担い手不足や障害者雇用の推進については課題となっており、農業と福祉の連携についても十分進んでいるとはいえない現状である。浜松市での取り組みを本市の参考とするために視察を行った。

2) 浜松市の農業

①浜松市の農業の特徴

南北に長い浜松市は中山間部、台地、平野部、沿岸部等様々な地形を有し、それぞれの地域で特色にあった農産物が生産されている。また、全国 3 位の豊富な日照量や、流通の面でも首都圏と関西圏のほぼ中間に位置し、農業の発展に大きな利点となっている。

②浜松市の農業の概要

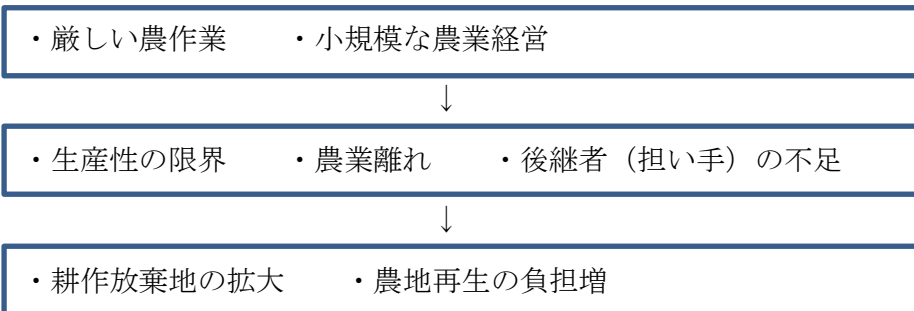
・農家数の減少・耕作放棄地の拡大

農家戸数については、減少傾向にあり、平成 22 年に 13,855 戸あった農家戸数は、平成 27 年には 11,954 戸となっている。また、農地に占める耕作放棄地の割合も平成 12 年に 9.83%であったものが、平成 27 年には 14.10%に増加している。

・浜松の農業の課題

全国の他の自治体と同じように、浜松市においても農業離れや後継者不足、それに伴う耕作放棄地の拡大などが課題となっている。

(負の連鎖の発生)



3) 浜松市の農業政策とユニバーサル農業

①浜松市農業振興基本計画 (H21~30)

課題解決のために浜松市農業振興基本計画を策定し、7つの基本方針を軸に農業の振興に当たっている。

基本方針の一つに担い手の育成・確保をあげており、多様な担い手の育成という点でユニバーサル農業を推進している。

②ユニバーサル農業の特徴

ユニバーサル農業は、農業分野における担い手の育成・確保と福祉分野における障害者の職域開拓・雇用促進をマッチングする取り組みとして始まったが、その他にも農業経営の改善などにも効果が見られた。

ユニバーサル農業の特徴として、農作業の細分化が挙げられる。従来の伝統的な農業は、一人の人間が一年を通して作物を栽培するもので、一つの作物を育てるだけで

も様々な工程があり、非常に複雑な作業が求められる。

一方、障害者に農作業をしてもらう場合、単純な作業をしてもらう方が効果を発揮することから、従来の作業を細分化し、その作業に向いている人物に割り振るといった工夫がされている。

障害者を雇用することで、自然と障害者を支える環境が形成され、従業員から積極的に改善案が出された。そして、改善された作業によって、作業の効率化、標準化を実現することができた。

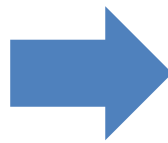
<事例 1> 京丸園株式会社の取り組み

・福祉の視点の導入

伝統的に手作業で行っていた作業において、新たに道具を使うことで障害者が作業できるようになった。また、その効果は障害者に限らず、健常者にとっても作業がしやすくなり、作業効率の向上と標準化を図ることができた。



(改善前)



(改善後)

・機械の開発

障害者に合わせた機械の開発を行うことで、作業効率の向上と障害者のリハビリ効果を実現した。



(虫取り機)

ゆっくりと障害者のペースで動かすことで、効果を発揮する。



(トレイ洗浄機)

改良を加え、より効率的な洗浄機を製作した。

- ・圃場の整備

障害者に合わせたデザインを採用した「定植パネル」による圃場を整備。作業標準化のほか、障害者による農業経営を実現することで経費（人件費）を削減。



（すり鉢状の穴の上で手を放せば一定の位置に定植することができる）

<事例 2> 特例子会社ひなりの取り組み

- ・農作業受託

連携する農家から農作業の業務委託を受け、現場指導をする管理者とともに雇用している障害者を農園に派遣し、農作業を行う。市内農家の特に繁忙期の労働力として機能。

4) 浜松市の取り組みと関係者との関わり

農業者、福祉関係者、企業関係者、学識経験者、県及び市の関係機関で構成する「浜松市ユニバーサル農業研究会」において、定例会や視察調査、イベントへの出店等を通じ、情報の共有化や連携の促進を図りながらユニバーサル農業を推進している。

研究会の活動としては、定例会などの関係機関との情報共有、シンポジウムなどの事例報告、視察等による調査・研究事業、その他広報活動などである。

5) 現在の取り組みと課題

農業分野における担い手不足や障害者の雇用促進については、まだ課題も残っている。特に障害者のできることには個人差があり、うまくマッチングをすることが困難である。現在は各企業の努力で雇用を促進しているが、将来的には障害者の雇用を手助けする中

間支援機構が必要になると考えられる。

浜松市としても障害特性に応じた障害者の効果的な就労モデルを検討し、農業現場での障害者雇用によるメリットやコストをシミュレーションした就労プランの作成や広報活動に取り組んでいる。

5. 委員からの質疑

Q:京丸園の場合、就労支援としてではなく、一般就労として採用しているのか。

A:そのとおり。当初は就労支援としての受け入れもしていたと聞いているが、現在は主に一般就労として障害者に働いてもらっている。

Q:その場合、給料はどうなるのか。

A:京丸園としても給料等は細かく査定をしており、外部機関等も利用して給料を決定しているようだ。中には最低賃金を下回る方も出てくるそうだが(中には時給 300 円という人も)、正規の手順でもって給料は決定している。ただし、一般就労のため、仕事を続けていけば昇給する。

Q:外部審査とは具体的にどういった機関なのか。

A:把握していない。

Q:昇給の分も考慮すると、就労支援と比べてより多く給料がもらえるということか。

A:おそらくそうなる。雇用される障害者としても、自分の能力以上に給料をもらうことにプレッシャーを感じる人もいると聞いている。適正な給料を決定することが障害者が働くうえで重要と考える。

Q:ユニバーサル農業に対して、福祉部局はどのように関わっているのか。

A:ユニバーサル農業研究会に障害の部局にも参加してもらっている。また、福祉の関係の制度について産業部に問い合わせがあれば担当部局に案内するようにしており、部局間の連携は図っているところである。

Q:障害者の雇用については、企業が個別に対応しているのか、または支援機関などが間に入っているのか。

A:企業によって様々で。京丸園については、障害者施設や特別支援学校などと付き合いがあり、独自に働きかけをしている。

Q:雇ってみたものの、思うような成果が出なかったなどの事例もあるのか。

A:おそらくそういった事例もあると思われる。ただし、受け入れる側もある程度の受け入れ体制を確保しており、支援団体や親の協力、場合によっては病院の先生に来

てもらふなどの体制をしっかりと取ることが重要である。

Q:病院の先生にはどういった関係で協力してもらっているのか。

A:企業とのつながりもあれば、福祉面からの要請もある。受け入れ態勢を確保することについてはハードルが高いと思われるかもしれないが、障害者に働いてもらうことで、それに見合うメリットもあると感じている。

Q:障害の重度によっても仕事の内容など変わってくると思うが、農業の仕事となると障害の軽い人が対象となるのか、また、重い人にはやはり難しいのか。

A:たしかに重度の方には難しいと考える。障害の軽い人は、大企業などに就職されるので、その中間に位置する方がユニバーサル農業の対象となる。農業というのはもともと様々な作業があり、一人で行うには職人のような技術が求められる。その作業を細分化しシステム化したものを障害者にやってもらっている。

Q:細分化した作業のうちの一つを障害者にやってもらおうということか。

A:そのとおり。農家としても人手不足で困っている。障害者のできる作業を見極め、把握することが重要である。

Q:会社の中にケアマネージャー等を入れて対応するという事例を聞いたことがあるが、農業の分野でもそういった事例はあるか。

A:浜松市の農業について、そういった話は聞いたことがない。

Q:障害者が働くうえで、職場内の人間関係は重要と考えられるが、経営者の手腕が重要となるのか。

A:障害者が作業をすることによるトラブルはあるが、その際はまわりのサポートが重要となってくる。従業員同士、障害者を支えようという雰囲気は自然と出てきたという話を聞いている。

Q:全国的な農福連携の動きについて教えてほしい。

A:農福連携については国としても盛り上げているところだ。企業にも障害者雇用のノルマがあるので、最近では農業に関係のない企業が率先して農場を作り、障害者の雇用をあげる動きがみられる。福祉の分野でも国の補助制度が追い風になっているようだ。国等の各種補助制度はあるが、浜松市では補助制度がなくてもビジネスモデルとして成り立っていくようにしていきたいと考えている。

Q:浜松市としての当事業に対する予算はどのようになっているのか。

A:産業部としては、研究会におけるシンポジウムや広報活動のための70万円がついているのみである。

Q：福祉の分野の予算はどのようにになっているのか。

A：福祉の分野まで把握できていないが、農福連携としての予算は産業部の70万円のみである。

Q：資料によると、就農可能な障害者は300人とあるが、これは現在すでに働いている障害者を除いた数字か。

A：現在働いておらず、かつ農作業が可能と考えられる方の数である。障害者手帳などから、どの程度の障害者が市内にいるかなどの情報をもとに出した数字となっている。

Q：資料の中間支援組織の説明で、企業と中間支援組織との間で謝礼等のやり取りがあるが、どういったものなのか。

A：今後のイメージで作成した図なので、現在行われているものではない。今後、ユニバーサル農業が一つのビジネスモデルとして成り立つためには、企業と中間支援機構との間で、謝礼等のやり取りも想定されるため、記載した。

Q：行政としての役割はどうなっていくのが理想となるのか。

A：行政が深くかかわっていくのではなく、一つのビジネスとして成り立つようになっていきたい。

Q：中間支援機構の担い手はどういったところを想定しているのか。

A：NPO法人などになると考えられる。企業や経営者が直接障害者を雇用するのはとても労力があることなので、特例子会社ひなりのように人材派遣のようなモデルが今後の主流になってくると考える。

Q：浜松市の特例子会社の例のように、一般の企業が新しく農業を始めようと思うと、ハードルが高いように思われるが、農地の固定資産税の減免などの支援は行っているのか。

A：固定資産税の減免や補助などはしていない。浜松市においても企業誘致は重要だが、農地の紹介などをする程度である。

Q：中間支援組織の説明の中に宣伝活動とあるが、どういったことをするのか。

A：企業の事情の聞き取りを行い、PRをしてもらう。市でもパネルを掲示する等、広報活動に努めているところである。

6. 委員会としての所感

浜松市においては、京丸園や特定子会社ひなりといった民間の企業が積極的に障害

者の雇用を進めている。この取組みにより障害者の雇用が進むだけでなく、障害者を雇用することによって、自然と職場全体で障害者をサポートをする体制が整い、作業を分割するなどの工夫がなされ、結果として作業効率が上がり、雇用側にも利点があったという事例はとても興味深い内容だった。

農業者は障害者を雇用した経験・ノウハウがないことが多く、また、福祉の分野においてもどのように農業分野に進出したらよいかわからない団体が多く存在する。ユニバーサル農業に代表される農福連携の実現のためには農業と福祉のそれぞれの分野の歩み寄りが必要であり、浜松市においても、今後のユニバーサル農業の発展のためには、企業と障害者のマッチングを行う中間支援機構が必要になるとの見解を示している。

ユニバーサル農業に対する浜松市の携わり方は、浜松市ユニバーサル農業研究会による定例会などの関係機関との情報共有、シンポジウムなどの事例報告、視察等による調査・研究事業、その他広報活動などであり、将来的には行政の支援なしでユニバーサル農業が一つの経営モデルとして成り立つようにしたいという考え方から 700 千円程度の予算を活用しているのみであった。

本市の農福連携の取り組みは浜松市と比べて十分進んでいるとは言えないが、農業分野における担い手確保に向けては、24,000 千円程度の予算をかけて次世代農家育成事業を行っており、今回視察した浜松市のユニバーサル農業の取組みは農業における新たな担い手を確保する手法として期待できることだけでなく、障害者雇用の側面でも効果が期待できることから、本市においても所管事務調査を行うなど、農業、福祉の両分野に対しての利点を整理し、積極的に検討すべき事例であると感じた。

(鹿沼市)

1. 市勢 市制施行 昭和 23 年 10 月 10 日
人 口 97,395 人 (平成 29 年 4 月 1 日付)
面 積 490.64 平方キロメートル
2. 財政 平成 29 年度一般会計予算 381 億 5000 万円
平成 29 年度特別会計予算 236 億 2967 万円
平成 29 年度水道事業会計 31 億 7177 万円
合 計 649 億 5144 万円
3. 議会 条例定数 24
4 常任委員会 (総務、文教民生、環境経済、建設水道)

4. 視察事項

自治会と地元食品小売業者の連携による有害鳥獣対策

1) 視察目的

鹿沼市では、猿やイノシシによる農作物の被害が深刻で、農家の離農も進んでいた。そこで、一部の地域の住民と地元の食品小売業者が協力し、集落を囲むように柵を設置した。また、同時に餌場を削減し、身を隠せる草を除草するなどの対策をとった結果、有害鳥獣による被害は減少し、農家の生産意欲も向上した。

本市においても有害鳥獣による農業への被害は深刻で、大量捕獲囲い罟の設置や捕獲業務委託、電気柵等の導入に対しても補助を行うなどの対策を講じているが、抜本的な打開策とはなっていない。鹿沼市の板荷地区での取り組みを本市の参考とするために視察を行った。

2) 鳥獣被害の状況と対策

他の自治体と同様に、鹿沼市でも近年イノシシ、猿、鹿による被害が拡大している中で、鹿沼市板荷 5・6・7・8・9 区自治会は市と協議の上、国の補助事業を導入し、防護柵の設置を検討。設置工事に係る自治会の人手不足を地元スーパーと協力することで解決し、防護柵を設置するに至った。

①活動の経緯

- ・ 農作物被害が拡大
- ・ 耕作意欲の低下による荒廃農地の拡大
- ・ 高齢化による人手不足



市と地元自治会で協議し対策を検討
県の事業導入を検討



受入れを希望する自治会 と 社会貢献活動に意欲のある企業
を県がマッチング



相手方企業は地元スーパーに決定



自治会と地元スーパーで協働し、防護柵を設置

②事前活動

- ・ 里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム聴講
- ・ 鳥獣管理技術者による設置方法の地域住民への説明会
- ・ 地元スーパーとの打ち合わせ

③柵の設置作業について

設置する柵は安価で手に入る既製品を購入し、自治会、スーパーの従業員の手で加工し、設置を行った。柵の上部に折り曲げ加工を施し、金属の支柱で柵を設置する。



(地元スーパーと協働で柵の折り曲げ加工を行っている様子)

④地元スーパーと自治会による協働活動

地元スーパーと自治会による協働活動により、1年目に5.2km、2年目に4.0kmの計9.2kmの柵の設置を行った。

⑤維持管理等の活動

柵を設置した付近を中心に草刈りを行うことで、動物が近づきにくい環境を作ることが大切となる。ただし、防護柵付近の草刈りについては、山林の中に防護柵を設置したこともあり、日照量が少ないことから草刈りの手間は軽微であった。

柵を設置するとともに、集落内の餌場をなくしたり、身を隠す草の除草、荒廃農地の整備をすることで野生動物が集落内に侵入する目的をなくすことも大切であり、そういった活動も自治会で行っている。

3) 活動の成果

- ・農地や宅地へのイノシシの侵入が大幅に減少
- ・さといも・じゃがいもなどの生産が数年ぶりに再開
- ・地元スーパーでゆずを販売
- ・獣害対策として隣接する下板荷地区で試験導入されていた小ナスの栽培を開始
- ・地元スーパーで小ナスを青果、総菜として販売

5. 委員からの質疑

Q：野生動物の移動範囲を考えると、市単位で対策をすることに限界を感じるが、市だけでなく、県全体で対策を講じる動きはあるのか。

A：今のところ、栃木県においても各市町村で対応しているのが現状である。

Q：有害鳥獣の捕獲は行っているのか。

A：捕獲も行っている。これまでは捕獲と防御は別の対策として行っていたが、今では防御をしっかりすることで範囲をしぼり、効果的に罠を仕掛けている。捕獲頭数は増加傾向にあるが、生存数については把握できていない。

捕獲に力を入れても繁殖して増えるので、食べ物をなくしたり、テリトリーを減らすなどの対策をしないと減らない。猟友会とは別に組織を作って捕獲の対応にあたっている。

Q：柵を設置するにあたって、地主に了解はとったのか。

A:維持管理は自治会で行うということを説明した上で、地主の許可はとっている。当自治会の場合、地主が地元に住んでいることが多く、許可をとるのは難しくなかった。また、柵の設置による土地利用料は特に支払っていない。

Q:柵の形状はどうか。また、電流は流れるのか。

A:高さが1 m程度のワイヤーメッシュ柵で電流は流れていない。

Q:狩猟期間等の規制はどうなっているのか。また、猟銃の使用について、止めさしは許可されているのか。

A:止めさし銃は市で許可している。鹿とイノシシについては1年中狩猟できるが、エリアを指定している。

Q:狩猟した際の報酬についてはいくらか。

A:市からは5,000円で、別途県や国からも出る。

Q:柵の設置の予算についての詳細はどのようになっているのか。

A:国の補助金を活用しており、すべて材料費に充てている。金属のワイヤーメッシュと支柱のみで、1 mあたり6~700円程度となる。既製品の柵を購入する場合はもっと費用がかかる。人件費の部分は地元のスーパーが無償で協力してくれたことで全くかかっていない。

Q:現在、メンテナンスについてはどのように行っているのか。

A:メンテナンスについては自治会のみで行っている。スーパーからも協力の申し出はいただいたが、自治会とスーパーで時間帯の都合がつかなかった。

Q:鳥獣被害の原因などは判明しているのか。

A:各所で協議をしているが、はっきりしたことは判明していない。

Q:今後、柵を延長する予定はあるのか。また、今後も地元のスーパーと協働で対策をする予定はあるのか。

A:1年に1回、地元の要望を市として取りまとめている。他の自治会で手が上がれば計画を詰めて対応していきたい。地元スーパーとの協働は別の話であり、次回も実現するとは言えない。

Q:有害鳥獣の対策において大切なことはどういったことか。

A:地元の協力は必須で、特に若い人の協力が必要となる。当初、地元の中にも否定的な考えを持つ者もあり、最初の説明会では意見がぶつかることもあった。今回の対策も効果はあったが、被害が全くなかったわけではないので、そのことは最初に説明したほうがいいのかも。維持管理においては草刈りが大切だが、当自治

会においては、日当たりの悪い場所に柵を設置したことから、草刈りの手間はそれほどではない。

Q:柵を設置する際に使用する支柱はどういったものなのか。

A:8mmの金属の棒を使用している。設置の方法については、柵の上部に折り返し加工を行い、下10cmを地面に埋めるようにして支柱で固定する。柵の設置については慣れれば20分で2km程度設置可能である。

Q:柵の強度に不安があるが、動物が接触して破損や変形等することはないのか。

A:当然ぶつかれば破損・変形すると思われるが、柵があることがわかればぶつかってくることはない。これまでもそういった報告はない。

6. 委員会としての所感

本市においては、毎年20,000千円程度の予算をかけて有害鳥獣被害防止策を講じており、大量捕獲囲い罟の設置によって猿の被害は減少したものの、イノシシの被害は増加傾向にある。

鹿沼市では、鳥獣被害への対策として、柵を設置する際になるべく効果的に設置できるように、安価な材料を自ら加工して地域を囲むように柵を設置している。その上で餌場の削減や捕獲などを効果的に行うなどの有害鳥獣対策を行った結果、イノシシの被害に対して大きな効果が認められている。本市においては3,000千円程度の予算を投じて、電気柵等の設置に対して補助を行っているが、鹿沼市の取組みはより安価で効果のある方法であり、本市においても大いに参考となる取組内容であった。

さらに、自治会が中心になり防護用の柵の設置に取り組んだ際、地元のスーパーと協働で柵の設置にあたったという事例は、農村における人手不足を補う手法として非常に興味深い内容であった。農村部における人手不足は避けては通れない課題であることから、地元企業との協働を視野に入れて、課題解決を強く求めていった姿勢は多くの学ぶべき点があった。

また、ある地域で有害鳥獣対策を講じると、別の地域で被害がひどくなるといった報告もあり、市単位だけではなく、より広域の対策が必要であることも大きな課題であることが確認できた。有害鳥獣対策については、毎年課題に上がっており、早急な対応が求められることから、本事例を参考に、今後の委員会審査等において調査、研究を進めていきたい。

(熊谷市)

1. 市勢 市制施行 平成 17 年 10 月 1 日
 人 口 199, 029 人 (平成 29 年 4 月 1 日付)
 面 積 159. 82 平方キロメートル

2. 財政 平成 29 年度一般会計予算 643 億円
 平成 29 年度特別会計予算 339 億円
 平成 29 年度水道事業会計 66 億 4000 万円
 合 計 1048 億 4000 万円

3. 議会 条例定数 30
 4 常任委員会 (総務文教、市民福祉、環境産業、都市建設)

4. 視察事項

1) 目的

平成 28 年 1 月からマイナンバーの通知カードが配布され、同時にマイナンバーカードの交付も始まったが、本市ではマイナンバーカードの交付実績が伸び悩んでいる現状がある。

また、全国ではコンビニエンスストアにおける住民票などの証明書の発行をはじめとする、マイナンバーカードを利用した各種サービスを開始している自治体が存在し、本市においても証明書のコンビニ交付に向けて準備を行っているところである。

熊谷市は平成 28 年 10 月から新たに証明書のコンビニ交付をはじめとしており、他の自治体と比較しても発行できる証明書の種類が多い。本市におけるマイナンバーカードを活用した行政サービスの参考にするために視察を行った。

2) マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスの状況

①マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスの概要について

- ・ サービスが利用できる店舗

セブンイレブン、ローソン、サークルK、サンクス、ファミリーマート、

セイコーマート、セーブオン、ミニストップ、熊谷市役所本庁舎マルチコピー機

・利用時間帯

6時30分から23時まで（12月29日から1月3日を除く）

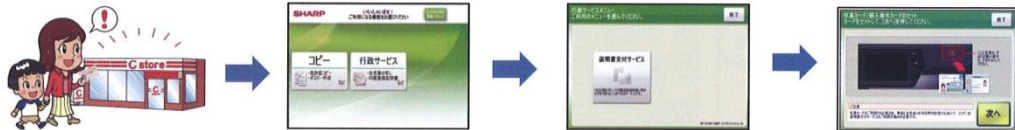
・取得できる証明書・手数料

証明書等の種類	手数料	取得できる方
住民票の写し	1通 200円	本人、同一世帯員のいずれかの方または世帯全員分を取得できます。ただし、除住民票、個人票および改製原住民票などについては取得できません。
住民票記載事項証明書	1通 200円	また、住民票コードが記載されたものは取得できません。続柄・本籍・マイナンバーの記載の有無は選択でお選びいただけます。
印鑑登録証明書	1通 200円	印鑑登録されている 本人分のみ 取得できます。
戸籍証明書（全部事項証明書、個人事項証明書）	1通 450円	熊谷市に本籍がある方で、本人および同一戸籍に記録されている方の分を取得できます。ただし、除籍と改製原戸籍については取得できません。
戸籍の附票の写し（附票全部証明、附票個人証明）	1通 200円	熊谷市に本籍がある方で、本人および同一戸籍に記録されている方の分を取得できます。ただし、除附票については取得できません。
市民税県民税所得・課税（非課税）証明書 （※最新年度を含めて5年度分）	1通 200円	必要とする年度の賦課期日（その年の1月1日）および証明書取得時点において熊谷市に住民登録のある方について、 本人分のみ 取得できます。 （課税されている方には課税証明書が、非課税の方には非課税証明書が発行されます。） ただし、申告書等の課税資料が提出されていない方、その他特別な事由のある方などについては取得ができません。

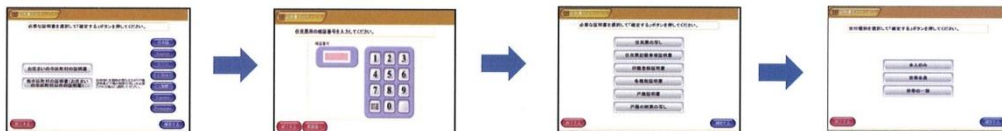
・取得方法

《手順1》マルチコピー機のタッチパネルの【行政サービス】を押し、【証明書交付サービス】を選択します。

ICカードリーダーにマイナンバーカードを置いてください。



《手順2》【お住まいの市区町村の証明書】を選択し、4桁の暗証番号を入力します。必要な証明書と取得する人を選択します。



《手順3》住民票の写しや記載事項証明書の場合、【世帯主・続柄】【本籍地・筆頭者】【個人番号】の記載の有無を選択し、必要な部数を入力します。

発行内容と手数料を確認し、画面に表示された手数料をマルチコピー機に投入します。

証明書と領収書が印刷されます。



②埼玉県のコムビニ交付の導入状況

2 1 市町村が実施（6 3 市町村中）

③マイナンバーカードによるコムビニ交付の経緯

平成 25 年度 : コムビニ交付検討開始

平成 27 年 10 月 : 市長のマニフェストにより、1 年後の平成 28 年 10 月から
コムビニ交付サービス開始決定。

平成 28 年 10 月 : コムビニ交付サービス開始

3) 効果

①実績（平成 28 年 10 月 11 日～平成 29 年 3 月 31 日）

証明書種別交付通数

証明書種別	交付通数	比率 (%)	備考
住民票の写し	378	47.0	
住民票記載事項証明書	15	1.9	
印鑑登録証明書	283	35.2	
税証明書	35	4.3	
戸籍証明書	80 (31)	9.9 (3.9)	() 内は本籍地戸籍証明書
戸籍の附票の写し	14 (6)	1.7 (0.7)	() 内は本籍地戸籍証明書
合計	805		

サービス提供時間別交付通数

サービス提供時間	交付通数	比率 (%)
開庁時間（平日 8 : 30～17 : 15）	372	46.2
土曜開庁時間（土曜日 8 : 30～17 : 15）	108	13.4
閉庁時間（上記を除く 6 : 30～23 : 00）	325	40.4
合計	805	

交付場所別交付通数

交付場所	交付通数	比率 (%)
市内	607	75.4
市外	198	24.6
合計	805	

②コンビニ交付サービス導入の効果について

市民サービスの向上

出張先であったり、閉庁時間であっても交付可能となるなど、時間・場所を選ばず行政サービスを提供できる。

③課題

マイナンバーカードの交付率は8.3%と伸び悩んでおり、より多くの市民にコンビニ交付のサービスを利用してもらうためにも、マイナンバーカードの交付率を上げることが課題である。

④マイナンバーカードを活用したサービスの今後の展開について

・マイナンバーカードの交付拡大

市庁舎に顔写真の撮影機を設置し、申請しやすくする。

・サービス対応店舗の拡大

ショッピングモールなどでも交付できないか検討する。

・アプリ等のその他利用

現在は検討していない。

5. 委員からの質疑

Q:コンビニ交付サービスの対応店舗数が地域によって偏りがあるといったことはないのか。

A:地域によって店舗数の差はあるが、現在小学校区に1つは発行が可能な店舗はある。

Q:交付にかかる料金については、窓口でかかる料金と同じか。

A:同じ料金としている。

Q:市長のマニフェストで導入に向けて動き出したという話があったが、それ以前から

導入に向けて調査等は行っていたのか。

A:もともとコンビニ交付に向けて調整をしていた。

Q:導入に向けた検討を開始してから、実際に導入するまでに約3年かかっているが、導入に向けてはやはり3年程度かかるのか。

A:現在は導入している自治体も増えている状況もあるので、以前より短い期間で導入できるかもしれない。

Q:埼玉県内の動向について、埼玉県の中でも人口が多い自治体がコンビニ交付を実施しているということか。

A:そういった傾向もあるといえる。埼玉県においては東京に通勤している人を対象にコンビニ交付を開始する自治体が多い印象がある。

Q:コンビニ交付の実現により、窓口の業務を見直す等、行政事務の適正化は行ったか。

A:現在は行っていない。これからの取り組みになると考えるが、方針は決まっていない。

Q:マイナンバーカードの交付状況についてはどうか。

A:熊谷市においても全国平均並みである。

Q:アプリ等のマイナンバーカードの独自利用についても市民課で対応しているのか。

A:アプリ等の対応は情報政策課が対応することになる。市民課は交付に関する業務を担当している。

Q:経費についてはどういった仕組みになっているのか。

A:地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対して負担金を支払っている。人口規模などによって金額は異なるが、熊谷市の場合、平成28年度は500万円、平成29年度は470万円程度となっている。各コンビニとの契約も地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が行っている。

Q:導入にかかるコストや、導入後にかかる費用を考えると、相応の効果があると考えているか。

A:コンビニ交付の枚数が増えるほど委託費は増えていく、また、導入に当たってはサーバの整備など、多くの費用が必要となる。導入することによって人件費の削減などの効果もあると考えられるが、現時点ではわからない。

Q:導入に向かって調整をしている時に、特にどのようなことに苦労したか。

A:個人情報保護について市民から多くの意見が寄せられた。不安に思う市民に対しては当課として今後も対応していきたい。

Q:コンビニで交付できる種類は、窓口で交付できるものはすべて交付できるということか。

A:考え方として、窓口で出せるものはできる限り対応するようにしているが、除票など、一部コンビニでは交付できないものもある。

Q:本籍などについては、熊谷市に本籍を置いており、熊谷市以外に住民登録がある人もコンビニ交付の対象となるのか。

A:コンビニ交付の対象となる。全国どこのコンビニでも交付を受けることができる。

Q:熊谷市に本籍があり、市外に住んでいる人に対する周知などは行っているのか。

A:市外に住む方への周知は難しく、現状ではホームページに案内を掲載している程度にとどまる。

Q:市役所以外で証明書の発行ができる支所のような場所は市内に何か所あるのか。

A:15か所存在する。

Q:サーバの管理について、常駐しているシステムエンジニアはいるのか。いる場合、どの程度費用がかかるのか。

A:いる。年間で700万円程度かかっている。

Q:個人情報について印刷機にデータが残ることはあるのか。

A:PDFデータに変換したデータをコンビニに送っているので数字や文字のデータが残ることはない。また、PDFのデータについても毎回削除される仕組みになっている。

Q:高齢者にとって、コピー機は使いにくいのではないかと考えるが、誰でも使えるようにしていく考えはあるのか。

A:確かに課題もあるが、現時点で考えられる解決策はない。本庁舎に設置してある端末であれば、職員が案内している。

Q:機械の使い方がわからない時、どこに問い合わせたらいいのか。コンビニの店員はどの程度対応してくれるのか。

A:機械の操作に関してはコンビニの店員も説明してくれると思うが、証明書の内容についてはコンビニでは対応できない。

Q:機械としては全国で同じ機種を使っているのか。

A:機械は同じだが、自治体によってサービス内容が異なる。

6. 委員会としての所管

多様な働き方がある今の時代、市の開庁時間内に各種証明書の交付手続きを行うことが難しい市民も増えており、如何に便利な行政サービスを提供するかということは大きな課題の一つであるといえる。

その点、身近にあり、長時間営業をしているコンビニを活用し、サービスを提供する各種証明書のコンビニ交付は行政サービスの利便性を向上する手段の一つとして大いに期待できる。

熊谷市では窓口で受けられるサービスをできる限りコンビニでも受けられるようにするといった考えを基にサービスの内容を決定しており、今回、実際にキオスク端末を使って証明書の発行手順を視察させていただいたところ、操作もわかりやすく、簡単に証明書を取得できる便利なサービスであることが確認できた。

一方で、課題としては導入費用やその後の維持管理費などは決して安い金額とは言えない。本市の第3次推進計画でも、平成30年度のコンビニ交付サービス導入に当たっては45,000千円、導入後については毎年31,000千円の予算が必要であることが記載されている。

各自治体によってコンビニ交付だけでなく、様々なマイナンバーカードを活用したサービスが存在しており、他自治体の動向を注視しながら、市民サービスの向上を考え、導入に向けた検討も進めていくべきであると考えます。本市においても各種証明書のコンビニ交付サービスに加え、今後予定されている保険証としての活用、アプリなどさらなるサービス向上とを合わせて、市民に十分に周知し、マイナンバーカードの交付率向上に向けて努力するとともに、必要なサービスが効果的に市民にサービスが行き渡るよう慎重かつ丁寧な検討を行うことを強く求めていきたい。